

大田原市の被災者支援制度

1 生活一般

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先
り災証明書の発行	災害により家屋等が破損した場合、被害状況を調査し、その内容を証明する	り災証明願 被害状況が分かる写真	税務課 資産税家屋係 23-8864
被災申出証明書の発行	災害により家屋・家財等が破損した場合、被災した方から申し出があったことを証明する。	被災申出証明書	危機管理課 防災係 23-1115
災害見舞金	【対象】 災害により住宅に被災した世帯の世帯主 【制度内容】 ・家屋の全壊、全焼、流出 5万円 ・家屋の半壊、半焼 3万円 ・一部損壊 1万円 ・床上浸水 2万円		福祉課 社会福祉係 23-8707
災害ごみに関すること	被災により発生したごみについての対応 ごみ処理手数料の軽減		生活環境課 環境対策係 23-8706
災害対応及び感染症予防のための消毒	【対象】 災害により家屋等が浸水した方（消毒方法） 床上・床下浸水家屋の消毒相談		健康政策課 健康政策係 23-8975
市営住宅の罹災入居	【対象】 災害により住宅に困窮する方 【制度】 一時的に市営住宅等に入居する	公有財産使用許可申請書 誓約書 罹災証明書	建築住宅課 住宅係 23-8724

2 減免など

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先
市税の減免 【固定資産税】	災害により被災した土地・家屋の固定資産税を軽減又は免除する 【対象】 ・所有する土地に著しい被害（使用不能又は復旧困難）を受けた人 ・所有する家屋等に著しい被害（半壊以上）を受けた人 【制度】 土地の被害面積の割合や、家屋等の損害の程度に応じ軽減又は免除	市税減免申請書	税務課 資産税土地係 23-8726 資産税家屋係 23-8864
市民税の減免	【対象】 災害により、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族で同居の者の所有に係る住宅又は家財につき、災害により受けた損害の金額がその住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、前年の所得金額が400万円以下である者	市税減免申請書	税務課 市民税係 23-8725
国民健康保険の医療費一部負担金の徴収猶予、減額、免除	被保険者又はその属する世帯主が、災害により死亡しあるいは身体障害者となり、又は資産に重大な損害を受け、生活が困難又は著しく困難になったとき、一部負担金の徴収猶予又は減額、免除する。	減免申請書 り災証明書等 被保険者証 印鑑	国保年金課 国保年金係 23-8857
国民健康保険の保険税	納税義務者及びその世帯に属する被保	減免申請書	国保年金課

の減免	険者の所有に係る住宅又は家財に受けた損害金額(保険金又は損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、その住宅又は家財の価格の 100 分の 30 以上であり、前年中の合計所得金額が 600 万円以下である場合	り災証明書等 印鑑	賦課係 23-1120
後期高齢者医療制度加入者の医療費一部負担金の徴収猶予、減額、減免	被保険者又はその属する世帯主が、災害により死亡しあるいは身体障害者となり、又は資産に著しい損害を受け、生活が困難又は著しく困難になったとき、一部負担金の徴収猶予又は減額、免除する。	減免申請書 り災証明書等 被保険者証 印鑑	国保年金課 国保年金係 23-8857
後期高齢者医療制度加入者の保険料減免	被保険者又はその属する世帯主の所有に係る住宅又は家財に受けた損害金額(保険金又は損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、その者の前年中の合計所得金額の 100 分の 30 以上であり、かつ、前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合	減免申請書 災害等による住宅及び家財等の財産の被害に関する申立書 災害等による住宅及び家財等の財産の損害金額の内訳書 住民税課税証明書 り災証明書 固定資産課税台帳登録事項証明書等 印鑑	国保年金課 賦課係 23-1120
介護サービス利用者負担額減免	以下のいずれかに該当する場合 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った ③主たる生計維持者の行方が不明である ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない	減免申請書 り災証明書	高齢者幸福課 介護サービス係 23-8678
介護保険料の減免	第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅に受けた損害金額(保険金又は損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、その住宅の価格の 100 分の 20 以上である場合	減免申請書 り災証明書	高齢者幸福課 介護サービス係 23-8678
農業用施設災害復旧補助金	原形復旧を基本に災害復旧工事 10 万円以上を対象とし、市の認める工法で施工するものに限り工事費の 100 分の 50 以内とする。(※要事前相談)	写真、見積書等 (※要事前相談)	農林整備課 農村整備係 23-8126